

能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱

平成29年4月1日告示第72号

令和6年3月22日告示第93号

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム、住宅用定置型蓄電池システム、住宅用風力発電システム及び住宅用薪・ペレットストーブ設備(以下「自然エネルギー設備」という。)の設置に要する経費に対して、予算の範囲内において能美市自然エネルギー設備設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市内における自然エネルギー設備の導入の促進を図り、もって地球温暖化に対する環境保全を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線及び逆流有で連系した太陽電池の最大出力(当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が10キロワット未満の未使用の発電設備で電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。
- (2) PPA 電気を使用者に売る電力事業者と電力の使用人との間で結ぶ「電力販売契約」をいう。
- (3) PPA事業者 電力の使用人が電気を使用者に売る電力事業者をいう。
- (4) PPAに基づく太陽光発電システム PPA事業者に対して屋根スペース等を提供し、太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムをいう。

- (5) 住宅用定置型蓄電池システム 電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される未使用の設備で電力を供給するために設置するものをいう。
- (6) 住宅用V2H充放電設備 電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えた機器で未使用のものであり、かつ、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものをいう。
- (7) 住宅用小型風力発電システム 家庭への電力供給のため、風力による回転運動を発電機に伝えて発電する設備で、発電機の定格出力が200ワット以上の未使用のものであり、電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。
- (8) 住宅用薪・ペレットストーブ設備 住宅の暖房供給のため、薪又は木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。)を使用するストーブ設備で未使用のものであり、建築基準法及び能美市火災予防条例に適合するものをいう。
- (9) エコのみファミリー 家庭での環境負荷削減を推進し、市が指定する地球温暖化防止活動に取り組む事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人(以下「設置者」という。)とし、事務所、店舗その他の営業用建物に自然エネルギー設備を設置する場合又は法人である場合は、対象外とする(住宅用薪・ペレットストーブ設備を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げるいずれかの市税等の滞納者は、この補助金の対象者となることは出来ないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表により算定した額とする。

2 補助金の交付は、1棟の建物につき、設備ごとにそれぞれ1回を限度とする。ただし、能美市省エネ住宅促進事業費補助金交付要綱(令和5年能美市告示第41号)

の規定による補助金の交付を受けた場合、その対象となった設備については、この告示による補助金交付の対象としない。

(定期報告)

第5条 設置者は、自然エネルギー設備の設置後1年間の発電状況(薪・ペレットストーブ設備は除く。)、消費電力等を所定の様式により報告するものとし、併せてエコのみファミリーへ登録するものとする。

(交付の申請)

第6条 設置者は、補助を受けようとする場合は、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、能美市自然エネルギー設備設置補助金交付決定通知(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第8条 設置者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し補助金交付変更決定通知(様式第4号)、補助金交付(中止・廃止)決定通知(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(実績報告)

第11条 設置者は、補助事業が完了したときは、能美市自然エネルギー設備設置事業補助金実績報告(様式第6号)を、補助事業の完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し補助金確定通知(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた設置者は、速やかに能美市自然エネルギー設置補助金(精算)請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(廃止)

2 能美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱は平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市自然エネルギー設備設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置した自然エネルギー設備について適用し、同日前に設置した自然エネルギー設備については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

補助対象限度額

補助対象設備	補助の内容	補助限度額
太陽光発電システム	太陽電池の最大出力(小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)が3キロワット以上10キロワット未満のもの	一律50,000円
PPAに基づく太陽光発電システム	太陽電池の最大出力(小数点第2位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)が3キロワット以上10キロワット未満のもの	一律50,000円
住宅用定置型蓄電池システム	電力を放充電できるものであり、電力変換装置を備えたもの	一律50,000円
住宅用V2H充放電設備	電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給できるもの	一律100,000円
住宅用小型風力発電システム	定格出力200ワット以上の風力発電機を対象とする。設置費用の10パーセント(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	50,000円
住宅用薪・ペレットストーブ設備	設置費用の10パーセント(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	300,000円